

○草津市男女共同参画推進条例

平成20年12月24日

条例第29号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限（第9条・第10条）

第3章 基本的施策（第11条—第25条）

第4章 草津市男女共同参画審議会（第26条）

第5章 雑則（第27条）

付則

わたしたちのまち草津は、古くから東海道と中山道が分岐し、または合流する宿場町として栄えてきました。その流れを今日に引き継ぎ、今もなお多くの人たちが移り住み、地元で生まれ育った人たちととけ合い、さまざまな生き方や考え方を持つ人たちが共存するまちです。

草津市は、男女が真に対等な市民として、性別にかかわらず持てる力を発揮し、人権が尊重され、平和で豊かな地域づくりに向けて男女が喜びと責任を分かち合えるまちづくりをめざして、草津市男女共同参画推進計画を作り、その実施に向けて取り組んでいます。

日本国憲法では個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が、女子差別撤廃条約などの国際社会における取組とともに進められてきました。さらに男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の日本の社会の最も重要な課題として位置づけられました。

しかし、今もなお、性別によって役割を固定的にとらえる意識、社会の制度、慣行などが存在し、草津市においても男女平等の達成には依然として多くの課題が残されています。

そこで、わたしたちは、このような課題に積極的に取り組み、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民、事業者などが協働して、市民一人ひとりが自立した個人として生き生きと暮らせるまち草津を実現するため、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人の義務と責任を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」といいます。）の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定められます。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野で対等に活動する機会が確保され、そのことによって、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を受けることができ、ともに責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 前号の機会に関して男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいいます。
- (3) 市民 市内で暮らす人または市内に通勤もしくは通学する人をいいます。
- (4) 事業者 市内において営利または非営利を問わず、事業を行う個人または法人をいいます。
- (5) 各種の団体 市内において、自治会、PTAなどによる地域における活動、ボランティア活動などを行う団体をいいます。
- (6) 教育にかかわる人 市内において、学校教育、社会教育、保育などにかかわる人をいいます。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 次に掲げることをいいます。
 - ア 性的な発言または行動により相手に不快感を与えること。
 - イ 性的な発言または行動により相手の仕事または生活の環境を害すること。
 - ウ 性的な発言または行動に対する相手の対応によって不利益を与えること。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人などの親密な関係にある人または

あった人からの身体的、心理的、性的または経済的な苦痛を与える暴力的な行為その他心身に有害な影響をおよぼす発言または行動をいいます。

(9) 協働 共通の目標に向かって協力して行動していくことをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として取り組みます。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野においてそれぞれの個性および能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担などを反映した社会の制度および慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響をおよぼすことのないよう改められること。
- (3) 男女が性別にかかわらず、対等に、市の施策または事業者もしくは各種の団体における方針の立案および決定に際して、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活における活動と、職業その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立することができること。
- (5) 家族の構成は多様であり、それぞれの生活が尊重されること。
- (6) 男女が対等な関係のもとに、互いの性について理解を深め、妊娠および出産に関し、自己の決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (7) セクシュアル・ハラスメントおよびドメスティック・バイオレンスが個人の尊厳を侵すという人権侵害であることを認識し、その根絶をめざすこと。
- (8) 国際社会における取組および動向と歩みをともにするものであること。

(市の義務と責任)

第4条 市は、前条で定める基本理念に基づき、男女共同参画施策（積極的改善措置を含みます。以下同じとなります。）を総合的に策定し、計画的に実施します。

2 市は、男女共同参画施策の推進に当たり、国および他の地方公共団体と緊密に連絡をとりながら、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人と協働して取り組みます。

(市民の義務と責任)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めます。

2 市民は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。

(事業者の義務と責任)

第6条 事業者は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、性別による差別的な取扱いを行わず、男女が事業活動に対等に参加する機会を確保するとともに、男女が職業生活と子育て、介護などの家庭生活とを両立することができるような職場の環境づくりに努めます。

2 事業者は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。

(各種の団体の義務と責任)

第7条 各種の団体は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、その活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めます。

2 各種の団体は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。

(教育にかかわる人の義務と責任)

第8条 教育にかかわる人は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く理解し、基本理念に基づいた教育または保育に努めます。

2 教育にかかわる人は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる場において、性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの行為を行ってはなりません。

(市民に広く表示する情報に関する配慮)

第10条 何人も、市民に広く表示するあらゆる情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどを助長する表現その他不必要な性的な表現を用いてはなりません。

第3章 基本的施策

(基本となる計画)

第11条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本となる

計画（以下「推進計画」といいます。）を策定します。

- 2 市長は、推進計画を策定するに当たり、あらかじめ、第26条第1項で定める草津市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人の意見を反映することができるようにします。
- 3 市長は、推進計画を策定したときは、これを公表します。
- 4 推進計画の変更については、前2項の規定を用います。

（施策の策定などに当たっての配慮）

第12条 市は、あらゆる施策の策定および実施に当たり、男女共同参画の推進に努めます。

（広報または啓発の活動）

第13条 市は、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人が男女共同参画についての理解を深めるため、広報または啓発の活動を行います。

（市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人への支援）

第14条 市は、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、積極的に情報提供その他の必要な支援をします。

（積極的改善措置）

第15条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人と協力し、積極的改善措置を行うよう努めます。

- 2 市長その他の執行機関は、附属機関またはこれに類するものの委員その他の構成員を任命し、または委嘱するに当たり、男女間に参画する機会の格差が生じることのないよう、積極的改善措置を行います。

（就業環境における男女共同参画の推進）

第16条 事業者は、就業環境における次に掲げる取組の推進に努めます。

- (1) 男女が個人として能力を発揮する機会の確保
- (2) 男女が職場における活動と家庭生活における活動との両立を図るための支援
- (3) セクシュアル・ハラスメントの防止

- 2 市は、事業者の前項各号に掲げる取組を推進するため、積極的に情報提供その他の必要な支援をします。

3 市長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、第1項の取組の状況について報告を求めることができます。

(教育、保育および学習の推進)

第17条 市は、男女共同参画についての理解を深め、性別による固定的な役割分担などにとらわれない多様な選択を可能にするための教育、保育および学習を推進します。

(家庭生活と職業生活などとの両立の支援)

第18条 市は、男女がともに子育て、介護その他の家庭生活における活動と職業、地域コミュニティその他の社会のあらゆる分野における活動とを両立することができるよう、環境整備などの必要な支援をします。

(生涯にわたる男女の健康の支援)

第19条 市は、女性が妊娠および出産にかかわる身体的な機能を持つことに配慮するとともに、男女の生涯にわたる健康の保持および増進を図るため、健康相談、医療の整備その他の必要な措置を行います。

(ドメスティック・バイオレンスなどの被害者などへの支援)

第20条 市は、第9条の行為の被害者などに対し、関係機関などと連携し、必要な支援をします。

(相談への対応)

第21条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることについて、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人からの相談に応じるとともに、関係機関などと連携し、必要な支援をします。

(苦情の処理)

第22条 市長は、市が実施する男女共同参画施策または男女共同参画の推進に影響をおよぼすと認められる施策について、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人から苦情の申出を受けた場合は、必要に応じて調査し、助言し、または是正し、もしくは是正の要請をすることなどにより適切に対応します。

2 市長は、前項の申出への対応に当たり、必要があると認めるときは、第26条第1項で定める草津市男女共同参画審議会に意見を聴くことができます。

(推進の体制)

第23条 市は、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人との協働のもとに、

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備します。

- 2 市は、男女共同参画施策を実施し、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人による男女共同参画の取組を支援するための拠点を確保して整備します。
- 3 市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置を行うよう努めます。
(年次報告など)

第24条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況について第26条第1項で定める草津市男女共同参画審議会に報告するとともに、公表します。
(調査研究など)

第25条 市長は、男女共同参画を推進するため、必要な事項について、調査研究および情報の収集を行います。

第4章 草津市男女共同参画審議会 (草津市男女共同参画審議会)

第26条 市長の附属機関として、草津市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

- 2 審議会は、この条例の規定に基づく事項のほか、市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する重要な事項を調査し、または審議します。
- 3 審議会は、前項の事項を調査し、または審議するほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができます。
- 4 審議会の委員の定数は、委員15人以内とし、規則で定めるもののうちから市長が委嘱します。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとします。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同じとします。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第5章 雑則 (委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行します。